

小諸市ゼロカーボンシティの実現に向けた基本協定書

小諸市（以下「甲」という。）、信州大学工学部（以下「乙」という。）、株式会社シーエナジー（以下「丙」という。）、株式会社石本建築事務所（以下「丁」という。）、長野県厚生農業協同組合連合会浅間南麓こもろ医療センター（以下「戊」という。）、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部（以下「己」という。）、株式会社URリンケージ（以下「庚」という。）は、次のとおり合意し、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、小諸市による「小諸市気候非常事態宣言」を受け、本協定当事者である甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚（以下「七者」という。）が相互に連携協力を図り、様々な地球温暖化対策の取組を円滑で効果的に推進することにより、小諸市におけるゼロカーボンシティの実現（2050年二酸化炭素排出実質ゼロ）に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 七者は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について、相互に有する資源やノウハウを活かし、連携し協力する。

- （1）電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロに関する事項
- （2）地域特性に応じた温暖化対策の取組に関する事項
- （3）再生可能エネルギー設備の導入に関する事項
- （4）地域脱炭素に係る検討・調査・計画に関する事項
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（具体的な実施事項及び実施方法）

第3条 七者は、前条各号に定める事項を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項及び実施方法は、七者で協議の上、別途取り決める。

（守秘義務）

第4条 七者は、前条各項に係る協議等で知り得た情報を、開示者による承諾を得ることなく第三者に不正に開示し、又は使用してはならない。ただし、法令に基づき開示及び提供する場合にはこの限りではない。

- 2 七者は、本取組に係るデータ及び個人情報を取り扱う場合、又は情報機器を用いる場合は、小諸市の定める基準（法令等のほか、セキュリティポリシー等を含む）に従うものとし、当該基準への適合確認及び是正措置は小諸市が行う。
- 3 前2項に規定する義務は、次条に定める本協定の有効期限終了後においても、その効力を有するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。但し、有効期間終了日の30日前までに七者いずれからも書面による特段の申出がない場合は、本協定は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、七者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書7通作成し、本協定当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月16日

甲 長野県小諸市相生町三丁目3番3号
小諸市

小諸市長

小諸市長
い 泉 俊 博



乙 長野県長野市若里4丁目17番1号
信州大学工学部

工学部長

工学部長
天 野 良 秀



丙 愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番3号
株式会社シーエナジー

代表取締役社長

代表取締役社長
安 井 祐



丁 東京都千代田区九段南四丁目6番12号
株式会社石本建築事務所

代表取締役社長

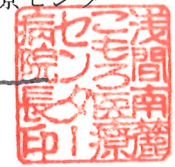
代表取締役社長
長 尾 昌 高



戊 長野県小諸市相生町三丁目3番21号
長野県厚生農業協同組合連合会浅間南麓こもろ医療センター

院 長

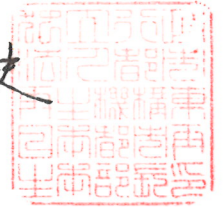
院 長
橋 本 晋 一



己 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長

本部長
中 山 靖 史



庚 東京都江東区東陽二丁目4番24号
株式会社URリンケージ

代表取締役

代表取締役
西 村 志 郎

